

やまがたイクボス同盟

加盟企業・団体募集!!

Point

イクボスとは ...

▶人材や組織を「育てる」育成の「イク」!!

部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、**自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司**のことです。

女性の活躍や男性の家事・育児への参画促進など、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる社会の実現を目指し、山形県知事や経済団体などのトップが発起人となり平成 27 年に「やまがたイクボス同盟」を設立しました。

現在、「やまがたイクボス同盟」に加盟していただける経営者・代表者の皆様を広く募集しております。設立の趣旨に御賛同いただき、ぜひ加盟してくださいよう御案内いたします。

発起人

山形県知事、一般社団法人山形県経営者協会会長、山形県商工会議所連合会会長、山形県商工会連合会会長、山形県中小企業団体中央会会長、山形経済同友会代表幹事、(株)山形銀行取締役頭取、(株)荘内銀行取締役頭取、(株)きらやか銀行取締役頭取

加盟条件

- 山形県内に事業所を有し、同盟の趣旨に賛同する企業・団体等

※現在の加盟企業・団体は県ホームページに掲載しています。

加盟企業・団体には、
卓上のぼりをお配りします▶



主な活動内容

やまがたイクボス同盟 検索



- イクボストップセミナーの開催

⇒国内トップクラスの有識者を招いたイクボスに関する研修会を、企業等の経営者や管理職を対象として開催し、イクボスの普及・拡大を通じた業績アップを図ります。

- ワーク・ライフ・バランスの普及拡大に向けた情報発信・共有

⇒働き方の新しいスタイルとワーク・ライフ・バランスの普及拡大に向け、同盟の活動や、加盟企業・団体の取組みをホームページ等で発信・共有します。

- 担当者向けの情報提供

⇒加盟企業・団体に対し、自社におけるワーク・ライフ・バランスの取組みに役立つような情報を提供します。

加盟のメリット

- イクボス同盟に加盟し、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいることを対外的にアピールすることで、企業イメージのアップにつながり、人材確保などの面で有利に！
- トップセミナーなどで最新の取組みを吸収し働きやすい職場づくりにつなげることで、社員の意識や生産性の向上に繋がるとともに、育児や介護による離職を未然に防ぐことができます！

加盟申込

- やまがた e 申請（山形県電子申請サービス）からの申込が便利です。



問合せ

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室

提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 TEL: 023-630-3245 FAX: 023-630-2376

やまがたイクボス同盟参加申込書

令和 年 月 日

企業・団体の概要	名 称	ふりがな ()			
	所在地	〒□□□—□□□□			
	代表者				
	ホームページ	有 ・ 無 (どちらかに○)			
	業 種	1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 4. 情報通信業 5. 運輸業、郵便業 6. 卸売業、小売業 7. 金融業、保険業 8. 不動産業、物品賃貸業		9. 学術研究、専門・技術サービス業 10. 宿泊業、飲食サービス業 11. 生活関連サービス業、娯楽業 12. 教育、学習支援業 13. 医療、福祉 14. 複合サービス業 15. サービス業 16. その他	
ご担当者	部 署		電 話		
			F A X		
	職・氏名		E-mail		

※企業・団体名及び代表者名につきましては、県のホームページや各種広報に掲載し、広く公表させていただきます。

(以下の誓約内容を確認の上、□にレ点を記入してください。)

このたびの応募にあたり、次の事項について誓約します。

☐ 役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する下記の各号のいずれにも該当するものではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事業所、法人、団体等ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者